



平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア  
代表者名 代表取締役社長 泉 澤 豊  
(コード番号 2687 東証 1 部)  
問合せ先 取締役 C I O 上 山 富 彦  
( TEL : 043 - 296 - 6621 )

## 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成22年6月11日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社サークルKサンクスより、現在締結しておりますサンクス企業フランチャイズ契約（以下「FC契約」と言います。）において、中途解約権が当社に存在しないことの確認などを求める訴訟の提起を受けておりましたが、本日付けで和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の提起から解決に至るまでの経緯

当社は、本件訴訟において、FC契約期間（平成9年3月1日から平成24年2月29日までの15年間）満了までの期間が残り短くなってきたことから、競業避止義務の解釈について重点的にFC契約締結時の経緯を踏まえた主張をしてまいりました。しかしながら、本件訴訟を今後も継続した場合次年度以降の事業計画の確定を行えないばかりか、繁忙期である夏場までの営業体制構築にも支障を来す恐れがあることなど、時間及び費用などを総合的に考慮し、和解することといたしました。

#### 2. 和解の相手方

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 名 称       | 株式会社サークルKサンクス   |
| (2) 所 在 地     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 中 村 元 彦   |

#### 3. 和解内容の要旨

- (1) 両社は、FC契約が平成24年2月29日まで有効に存続することを確認し、当社におけるサンクス店舗の運営は契約期間満了をもって終了する。
- (2) 当社は、本件解決金として15億円を平成24年1月31日まで、かつ店内に設置しているゼロバンクATMの撤去費用を平成24年2月29日までに、一括して支払うとするなどの和解条項に定める義務を履行する。
- (3) 株式会社サークルKサンクスは、当社が負う競業避止義務のうち平成24年3月1日から平成26年2月28日までの期間に係る部分を、和解内容が履行されることを条件として免除する。
- (4) 両社は、本件和解成立にあたり、両者の合意なく和解内容等を他に開示漏洩しないことを合意する。

#### 4. 今後の見通し

今回の和解による平成24年2月期業績に与える影響につきましては、本件解決金を特別損失として新たに計上いたします。また、サンクス店舗の運営を2月末日で終了するため、閉店準備作業に伴い売上げが減少する見込みであるほか、契約期間満了に伴う閉店作業費用が発生いたします。

なお、これらに伴う業績予想の修正につきましては見通しが立ち次第発表する予定です。

なお、来年3月1日以降の事業形態につきましては、現在準備を進めており、決定次第速やかに発表する予定です。

以 上